

湖沼水質保全特別措置法第7条第1項に基づく汚濁負荷量規制基準（案） に関するパブリックコメントの実施結果について

平成24年6月14日
水・大気環境課

1 パブリックコメント募集の内容

鳥取県と島根県では、平成22年3月に第5期の中海に係る湖沼水質保全計画を策定しました。この計画では、水質目標値達成のための施策として、これまで汚濁負荷量規制が適用されていない既設の工場・事業場に対し、汚濁負荷量の規制の適用を盛り込んでいます。

このため、湖沼水質保全特別措置法第7条第1項の規定に基づく既設の湖沼特定事業場及び下水道終末処理施設等の汚水処理施設等に対する化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁負荷量規制基準の設定にあたり、汚濁負荷量規制基準（案）について意見募集しました。

2 募集期間 平成24年5月1日（火）から5月25日（金）まで

3 意見件数 1件

4 意見の内容と県の考え方

意見の概要	県の考え方
今回の改正により基準値はほとんど変わらないのに、基準を改正する意味がよく分からない。事業場への基準制定よりも、生活排水対策等実施する方が効果的なのではないか。	おっしゃるとおりであるが、生活排水対策については、下水道整備等により計画的に実施しているところである。今回の規制は事業場に対するひとつの取組として理解していただきたい。